

## 社会福祉法人寿光会 役員等報酬規程（案）

### （目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人 寿光会（以下「当法人」という）定款第8条および第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）等について定めるものとする。

### （報酬等の支給）

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤専従の理事については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤の理事で法人本部に勤務する場合に、報酬を支給する。
- (3) 非常勤役員等には、業務に応じて報酬を支給する。

2 前2項に該当する理事の通勤手当は、職員の通勤手当支給規程に準ずる。

3 (1)～(3)の常勤専従理事・非常勤役員等には、賞与・退職手当金及び理事会等の会議参加の交通費は支給しない。

### （常勤役員等の報酬等の算定方法）

第3条 常勤専従理事に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 通勤手当については、職員の通勤手当支給規程に準ずる額
- (3) 職務上必要な研修等で出張をしたときは、別表第5に定める額

### （非常勤役員等の報酬等の算定方法）

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 第2条(2)本部勤務をする理事の報酬については、別表第2に定める額。
- (2) 評議員会等の会議出席報酬は、別表第3に定める額。ただし第2条(1)(2)の理事には支給しない。
- (3) 監事が行う会計及び業務監査の報酬は、別表第4に定める額。
- (4) 職務上必要な研修等で出張をしたときは、別表第5に定める額

### （当法人職員給与との併給）

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を受給している役員には、本規程に基づく報酬等は支給しないものとする。

### （報酬等の支給方法）

第6条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1)第2条(1)(2)の理事報酬については、勤務翌月の毎月15日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、前日とする。

(2)第4条(2)の評議員会等の会議等に出席した都度、支給する。

(3)日額で支給する報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(月途中の就退任時の報酬等の計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 第2条(1)(2)の常勤理事長及び本部勤務の非常勤理事が月の中途において就任、又は退任、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の満額とする。

(公表)

第8条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年6月1日より施行する。

